

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		外	千円
		-	-
		7,573	507,732,410
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	217	7,579,027
	債 務 控 除 額	4,125	40,249,556
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	1,132	4,162,199	
課 税 価 格	7,605	479,224,080	
相 続 税 額	算 出 税 額	7,531	61,506,741
	2 割 加 算 額	794	893,145
	計	7,531	62,399,885
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	309	342,492
	配 偶 者	1,217	15,377,346
	未 成 年 者	49	13,904
	障 害 者	168	199,514
	相 次 相 続	231	643,487
	外 国 税 額	5	115,958
	計	1,871	16,692,701
差 引 税 額	6,474	45,707,185	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	70	652,202	
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額	-	-	
小 計	6,459	45,054,983	
農 地 等 納 税 猶 予 額	81	708,769	
株 式 等 納 税 猶 予 額	6	341,897	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額	1	13,665	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	6,431	44,075,307
	還 付 税 額	32	84,655
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	2,839	222,000,000	

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 22 年 分	6,854	415,275,526	45,835,459	12,315,198	5,718	32,243,777	29	56,857	2,513
平成 23 年 分	7,183	452,600,880	57,874,627	14,523,049	6,025	42,000,912	53	95,179	2,627
平成 24 年 分	7,101	433,164,363	49,605,732	13,787,365	5,953	34,161,374	33	52,701	2,664
平成 25 年 分	7,191	442,827,375	49,792,396	10,615,931	6,115	37,214,064	24	107,691	2,695
平成 26 年 分	7,605	479,224,080	62,399,885	16,692,701	6,431	44,075,307	32	84,655	2,839

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
鳥取	166	22,428,108	145	3,922,410	58
米子	153	8,687,082	127	770,779	60
倉吉	91	3,692,695	73	103,225	31
鳥取県計	410	34,807,885	345	4,796,413	149
松江	228	16,056,286	191	2,090,303	80
浜田	55	2,695,725	49	191,264	20
出雲	202	9,642,517	170	509,876	65
益田	49	3,779,371	43	426,980	15
石見大田	X	X	X	X	X
大東	44	1,795,581	41	111,206	12
西郷	X	X	X	X	X
島根県計	587	34,337,251	502	3,342,408	196
岡山東	360	24,695,883	304	2,116,489	130
岡山西	452	28,052,633	381	2,390,457	168
西大寺	88	4,781,177	73	344,932	35
瀬戸	41	1,738,174	35	58,423	16
児島	49	2,299,143	42	88,974	17
倉敷	478	26,293,647	402	1,895,932	174
玉島	168	11,045,851	136	1,182,589	64
津山	92	4,830,471	71	196,951	36
玉野	51	3,854,526	42	565,052	18
笠岡	103	5,505,984	85	346,750	39
高梁	34	1,676,736	26	63,873	13
新見	30	1,288,381	25	74,487	10
久世	21	1,189,140	19	66,247	9
岡山県計	1,967	117,251,746	1,641	9,391,156	729
広島東	279	18,218,519	249	2,053,197	95
広島南	254	18,298,859	221	2,114,465	97
広島西	369	28,837,137	318	3,984,535	139
広島北	443	27,280,870	373	2,212,514	170
呉	268	17,621,629	231	1,503,123	107
竹原	37	1,684,140	31	81,273	13
三原	110	5,452,334	97	309,612	41
尾道	207	11,948,034	176	901,642	79
福山	498	31,454,797	407	2,547,211	193
府中	116	6,136,230	97	389,974	41
三次	51	3,114,595	45	332,511	18
庄原	29	1,869,939	25	103,245	15
西条	104	5,814,747	82	363,330	40
廿日市	324	18,301,819	279	1,362,609	121
海田	269	15,844,992	218	1,269,933	101
吉田	30	1,646,844	28	144,567	11
広島県計	3,388	213,525,485	2,877	19,673,738	1,281
下関	220	17,867,347	193	1,831,682	84
宇部	102	6,891,554	88	627,638	38
山口	159	10,816,854	141	1,096,287	71
萩	58	2,455,643	45	85,219	20
徳山	260	13,915,853	220	1,026,061	97
防府	88	5,859,536	73	462,814	35
岩国	164	9,609,177	136	800,917	63
光	90	3,697,765	77	164,757	30
長門	25	2,197,703	22	169,620	8
柳井	40	2,613,989	34	179,511	18
厚狭	47	3,376,292	37	427,086	20
山口県計	1,253	79,301,713	1,066	6,871,592	484
総計	7,605	479,224,080	6,431	44,075,307	2,839

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	7,611	478,382,768	6,443	44,002,246	2,839
	修正申告による増差額	117	1,160,804	199	187,870	88
	更正による増差額	1	9,179	1	3	1
	更正等による減差額	41	328,671	62	114,806	34
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,605	479,224,080	実 6,431	44,075,307	実 2,839
過年分	申 告 額	258	11,553,481	235	861,028	129
	修正申告による増差額	900	9,031,539	1,253	1,791,216	559
	更正による増差額	2	325,499	13	163,987	2
	更正等による減差額	256	3,358,259	310	798,417	151
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,401	17,552,260	実 1,781	2,017,813	実 734
合 計	申 告 額	7,869	489,936,249	6,678	44,863,273	2,968
	修正申告による増差額	1,017	10,192,343	1,452	1,979,086	647
	更正による増差額	3	334,678	14	163,984	3
	更正等による減差額	297	3,686,930	372	913,223	185
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 9,006	496,776,340	実 8,212	46,093,120	実 3,573

調査対象等： 「本年分」は、平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成25年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年11月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成24年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	5	862	28	2,782	-	-
過 年 分	818	137,086	194	78,208	53	90,657
合 計	823	137,948	222	80,990	53	90,657

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
1 億円以下	848	71,612,103	1,270,319	531,042	1,052,090	1,945
1 億円超	1,453	195,808,178	2,658,510	1,706,838	9,122,295	4,290
2 "	331	79,173,100	622,389	740,786	7,319,016	1,102
3 "	136	50,212,488	508,660	478,038	7,403,435	431
5 "	30	17,517,824	285,567	140,169	3,160,003	99
7 "	17	14,676,758	90,568	44,802	3,605,397	51
10 "	21	27,611,759	362,411	116,281	6,978,542	76
20 "	1	2,780,808	-	400,000	986,932	5
30 "	1	4,617,790	1,683,415	-	871,129	3
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	1	14,371,960	-	-	3,503,408	3
合計	2,839	478,382,768	7,481,839	4,157,955	44,002,246	8,005

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	10	176	304	271	87	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	10	134	352	529	320	84	15	4	2	1	1	1
2 "	2	13	66	130	75	24	10	5	4	1	-	1
3 "	1	12	27	41	40	10	3	2	-	-	-	-
5 "	-	1	3	16	6	4	-	-	-	-	-	-
7 "	-	3	3	4	5	2	-	-	-	-	-	-
10 "	-	2	2	4	12	-	-	-	-	-	1	-
20 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	23	341	757	997	545	125	28	11	6	2	2	2

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	797	14,986,472
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	1,001	12,979,692
	宅地（借地権を含む。）	2,602	121,167,667
	山林	907	1,402,678
	その他の土地	899	13,133,127
	計	実 2,655	163,669,636
家屋、構築物		2,548	29,753,996
事業（農業） 用財産	機械器具、農具、じゅう器、備品	343	963,146
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	38	122,432
	売掛金	97	261,765
	その他の財産	209	950,754
	計	実 499	2,298,096
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	539	28,256,598
	同上以外の株式及び出資	1,895	32,156,361
	公債及び社債	632	10,642,498
	投資・貸付信託受益証券	1,020	22,937,212
	計	実 2,293	93,992,669
現金、預貯金等		2,832	154,945,060
家庭用財産		1,835	1,009,524
その他の財産	生命保険金等	833	20,828,124
	退職手当金等	175	7,010,914
	立木	144	170,685
	その他の	2,495	33,134,331
	計	実 2,579	61,144,054
合計		実 2,839	506,813,036
相続時精算課税適用財産価額		179	7,481,839
債務等	債務	2,501	35,044,814
	葬式費用	2,763	5,025,247
	計	実 2,805	40,070,062
差引純資産価額		2,839	474,224,813
暦年課税分贈与財産価額		629	4,157,955
課税価格		2,839	478,382,768

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。